平成２３年（フ）第１２７号
山梨県笛吹市石和町山崎９番地１　エクシブ山崎１－Ａ
破産者　長澤　良樹
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
長野市大字大町130番地１
破産者　半田　和良
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
長野県松本市両島23番21－１号
破産者　山谷　君江
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４０号
三重県名張市梅が丘南３番町８番地
破産者　杉本　典子
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第７４７４号
大阪市西成区花園南２－８－28－1207、住民票上の住所大阪市浪速区湊町１丁目２番17－3205号
破産者　井上　政勇
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４号
大阪府藤井寺市道明寺１丁目９番31号
破産者　仲　　秀記
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
大阪府河内長野市南ケ丘５番５号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目14番９号
破産者　新道製作所こと　新道　正美
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
堺市北区新金岡町５丁６番231号　新金岡ハイツ101号
破産者　井田　博之
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県宍粟市一宮町福野358番地２
破産者　田下　幹雄
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５３６号
奈良県生駒市軽井沢町５番８号
破産者　菅野　昌威
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５７号
奈良市大宮町４丁目243番地の１　グランドパレス新大宮406号
破産者　メンバーズみかさこと　田中　雅輝
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６５号
広島市佐伯区海老山町８番７－201号
破産者　田島　　潔
１　決定年月日　平成23年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
北海道伊達市網代町３番地４
破産者　室　　淳子
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１号
秋田県湯沢市下院内字地蔵堂前13番地１
破産者　阿部　和義
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１３号
和歌山県岩出市金屋230番地の５
破産者　青野正隆こと　朴　　正隆
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1093番地３
破産者　栗山商店こと　栗山　泰幸
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９号
和歌山県紀の川市深田401－25、住民票上の住所和歌山県紀の川市東毛15番地
破産者　中井　進吉
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０４号
和歌山県海南市野上中９番地　レジデンス・花みずき201号
破産者　吉村　裕子
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０６号
和歌山市狐島419番地の６
破産者　宮本　　享
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田89番地　上山マンション205号
破産者　松原　高貴
１　決定年月日　平成23年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係